

三重県剣道連盟理事会運営規則

〔構成〕

- 第1条 理事会は、会務執行者たる理事をもって構成する。
- 2 会長・副会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

〔招集〕

- 第2条 理事長は、会務処理のため理事会を招集し、これの議長となる。

〔議決〕

- 第3条 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 評議員会に提案すべき議案
 - ①会則の改定及び諸規則の制定・改廃
 - ②予算及び決算
 - ③事業計画及び事業報告
 - ④入会金・会費・手数料の金額及び徴収方法
 - ⑤その他重要事項
 - (2) 重要な事業執行及びその変更に関する事項
 - (3) 評議員会の招集に関する事項
 - (4) 評議員会に報告すべき事項
 - (5) その他理事長が必要と認めた事項

〔部会〕

- 第4条 理事会に業務担当部会（以下「部会」という。）を設ける。部会の区分及び担当業務は、別記「業務担当部会編成表」のとおりとする。
- 2 理事は、いずれかの部会に所属し、担当業務の企画立案及び運営にあたる。
- 3 部会の長は、その部会において互選する。
- 4 部会には、必要に応じ理事以外の者を部会員として選任することができる。
- 5 部会に専門的な活動を行う委員会を設置することができる。

〔常任理事会〕

- 第5条 理事長及び部会の長は、常任理事会を構成する。
- 2 各部会の担当業務の運営状況については、常任理事会に報告するものとする。
- 3 常任理事会は、常時会務の円滑な運営を図るため、会務の企画立案、運営及び連絡調整にあたる。

4 会長・副会長は、常任理事会に出席して、意見を述べることができる。

〔議事の議決〕

第6条 理事会は、その理事の過半数以上の出席（書面をもって議決権を委任した理事を含む。）がなければ会議を開き、議決することができない。

〔緊急の会務処理〕

第7条 緊急を要する会務の処理については、理事長がこれを行うことができる。

2 理事長は、前項の処理を速やかに会長に報告しなければならない。

附則

- 1 本規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日 一部改正
- 3 平成29年6月1日 一部改正
- 4 令和5年4月1日 一部改正

別記（第4条）

業務担当部会編成表

部会名	理事数	部会員数	担当業務
総務部会	4		1. 事務局の業務に関すること 2. 財務に関すること 3. 本連盟主催の大会運営に関すること 4. 広報に関すること 5. その他、他の部会に属さないこと
普及部会	4		1. 普及活動の推進に関すること 2. 地域における普及活動・指導等に関すること 3. 学校剣道における普及活動・指導等に関すること 4. 女子剣道の普及活動・指導等に関すること 5. その他、普及活動に関すること
強化部会	4		1. 強化稽古、本連盟稽古会に関すること 2. 選手等の派遣に関すること 3. 全国規模等の試合に関すること 4. 選手の選考等に関すること 5. 各種大会の予選会に関すること 6. その他、強化に関すること
講習・研修部会	4		1. 各種講習会、研修会の開催及び参加に関すること 2. 講師の委嘱に関すること 3. その他、講習・研修に関すること
審判・審査部会	4		1. 段級位審査に関すること 2. 称号推薦に関すること 3. 審判員、審査員の委嘱に関すること 4. 大会の審判に関すること 5. その他、審判・審査に関すること

※理事数は最少数